

交通安全講習会の お知らせ

交通安全講習会は性別・年齢・時間・場所を問わず起こりま

す。道路を通行する皆さん、交通事故の恐ろしさ、交通ルールを守ることの大切さをお確かめいただきますよう、ご家族そろってお出かけください。

また、運転免許証のない方もご参加ください。

日時 9月15日(火)午後7時(開場6時30分)

場所 市民会館小ホール(つじホール)

内容 映画及び講話

問合せ 安全安心まちづくり課 地域安全係 ☎551・1691



消防団が上部大会へ

第57回福生市消防団ポンプ

8月は市・都民税(第2期)、国民健康保険税(第2期)、介護保険料(第2期)、後期高齢者医療保険料(第

位の第五分団が、それぞれ上部大会に出場しますので、皆さんの応援をよろしくお願

第三分団

第39回東京都消防操法大会

日時 10月10日(土)

会場 東京都消防訓練所

訓練会場 リサイクルセンター

第五分団

第27回西多摩地区消防大会

日時 9月19日(土)

会場 青梅市役所仮設駐車場

訓練会場 第四小学校

なお、大会出場にむけての訓練中には、地域の皆さんにご迷惑をお掛けする場合がございますが、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 安全安心まちづくり課 防災係 ☎551・1638

2期)の納期です。8月31日(月)までに納めてください。

納め忘れはありませんか

口座振替は8月31日(月)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

固定資産税・都市計画税(第2期)、国民健康保険税(第1期)、介護保険料(第1期)、後期高齢者医療保険料(第1期)の納期は、7月31日(金)となっています。

※納期を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。お早めに納付をお願いします。

問合せ 取納課 ☎551・1578

「定額給付金」「子育て応援特別手当」の申請はお早めに!

定額給付金並びに子育て応援特別手当の申請期限は9月30日です。この期限を過ぎますと申請を受け付けることができま

せんので、まだ申請されていない方は、早めに手続きをしてください。

問合せ 「定額給付金」地域振興課 ☎551・1699

「子育て応援特別手当」子育て支援課 ☎551・1737

福生市まちづくりに資する寄附金(ふるさと納税)

匿名で1名の方から4万円のご寄附をいただきました。

いただきました寄附金は、有効に使用させていただきます。

問合せ 契約管財課 管財係 ☎551・1535

横田基地友好祭について

日時 8月22日(土)・23日(日)

開門時間 午前9時～午後8時

場所 横田基地第5(サプライ)ゲートのみ一般開放

※(最寄り駅)青梅線牛浜駅より徒歩10分

注意事項 駐車場がないため、電車をご利用ください。一般開放される第5ゲート横に自転車置き場のみ設置されます。

危険物、ペット、アルコール類、クーラーボックスなどの大型手荷物の持込みはできません。

安全管理上、ゲートで国籍の確認できる写真付身分証明書の確認や手荷物検査を行なう場合があります。成人の方は、国籍・氏名が記載された写真付身分証明書をお持ちください。

喫煙は指定場所でのみ可能です。

※花火の打ち上げが23日(日)午後8時30分頃に予定されています。

友好祭自動音声案内 ☎552・2511(内線5210)

市民のひろば

個人情報が含まれるため、広報ふっさPDF版からは除いてあります。

問合せ 秘書広報課 広報広聴係 ☎551・1568

年金だより

平成20年4月以降の離婚時の厚生年金の分割について

平成20年4月、国民年金第三号被保険者を有する国民年金第二号被保険者(厚生年金被保険者)が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とする旨が法律に明記されました。

これにより、平成20年4月1日以降に離婚等が成立した場合については、第三号被保険者からの請求により、平成20年4月以降の第三号被保険者期間に対する第二号被保険者の厚生年金の保険料納付記録を自動的に二分の一に分割(三号分割)することができるようになりました。

なお、平成20年3月以前の婚姻期間については、当事者間の合意または裁判手続きにより決定された割合(50%上限)により分割することとなります。

社会保険事務所では、年金分割のために必要な割合等に関する情報提供を行なっています。

※国民年金第二号被保険者が婚姻期間を計算の基礎とする障害厚生年金の受給権者である場合には、保険料納付記録の分割により障害厚生年金の額が低下してしまうことから、この場合は「三号分割」による分割はできません。

※年金分割は、原則として、離婚をした日の翌日から2年以内に請求する必要があります。

問合せ ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165(I P 電話・PH Sからは ☎03・6700・1165)

青梅社会保険事務所 ☎0428・30・3414

受付時間

【月曜日から金曜日】

午前8時30分～午後5時15分(月曜日は7時まで延長)

【第二土曜日】

午前9時30分～午後4時

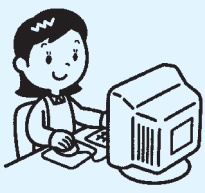
※祝日、12月29日～1月3日は、ご利用できません。

年金相談窓口の混雑状況が確認できます

東京社会保険事務局ホームページ(<http://www.sia.go.jp/~tokyo/>)では、都内の社会保険事務所及び年金相談センターの年金相談窓口混雑状況や休日開庁・夜間延長による年金相談の実施日、予約相談等のお知らせについて案内しています。

年金相談は、全国いずれの社会保険事務所・年金相談センターでもお受けすることができますので、あらかじめ混雑状況等をご確認いただき、比較的混雑していない時間帯にお越しください。

また、休日開庁・夜間延長による年金相談、予約による年金相談についてもあわせてご利用ください。



国民年金保険料の免除・特例制度を活用してください

国民年金保険料が未納の状態である場合、老齢基礎年金が低額になったり、受給ができなくなることがあります。

国民年金制度には、保険料を納付することが困難な方のために免除制度(全額免除・一部免除)・学生納付特例・若年者納付猶予制度があります。いずれの制度も申請が必要ですが、承認された期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格にも算入されます。

申請免除の承認期間に限り、老齢基礎年金の年金額の計算に一部反映されますが、学生納付特例・若年者納付猶予制度については、将来、保険料の納付が無い場合、年金額の計算には反映されません。また、一部免除の期間は、一部納付分の保険料を納めることが必要です。

いずれも承認を受けてから10年までの間に、保険料を納めることができます(追納)。ただし、経過期間により一定の額が保険料に加算されます。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670